

日野市訓令第 10 号

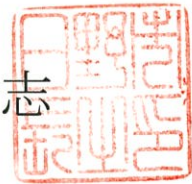
庁 中 一 般
支 所
事 業 所

日野市統括保健師設置規程を次のように定める。

令和 8 年 5 月 15 日

日野市長

古賀 壮志



日野市統括保健師設置規程

(目的)

第1条 この規程は、市民の健康の保持増進を図るための活動を効果的に推進するため、保健師の活動について組織横断的に調整するとともに、保健師の人材育成や技術面での指導及び調整をおこなう職員（以下「統括保健師」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任命)

第2条 市長は、一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の規定により採用された職員を除く。）である保健師から統括保健師を任命する。

(所掌事務)

第3条 統括保健師は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 複数の部課に関係する保健師の保健活動について、組織間の横断的調整及び推進に関すること。
- (2) 保健師の技術的、専門的側面からの指導及び調整に関すること。
- (3) 保健師の人材育成体制の構築及び研修等の企画及び実施に関すること。
- (4) 災害時を含む健康危機管理における保健活動の調整に関すること。
- (5) その他市長が認めるもの

(指揮命令系統)

第4条 統括保健師は、所掌事務を行うに当たっては、高齢者福祉・保健担当部長の指揮監督を受けるものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、公表の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。